

ひきこもり支援について

～「ひきこもり支援に関する関係府省横断会議」の報告～

令和 3 年 11 月 9 日

厚生労働省

「ひきこもり支援に関する関係府省横断会議」の取りまとめについて

～ひきこもり支援に係る関係機関の連携の促進について（通知）～

＜ひきこもり支援に関する関係府省横断会議＞

- 令和3年5月31日開催の「孤独・孤立対策に関する連絡調整会議」において、ひきこもり支援について厚生労働省を中心に関係府省で検討を進めるよう要請があったことを受けて、こやり厚生労働大臣政務官（当時）を主査として、ひきこもり支援に関係する府省の局長級を参集して設置。
- 関係府省における取組の連携を深め、自治体がひきこもり支援を進めるに当たって多様な選択肢を用意できるよう、行政機関や民間団体など官民を問わない様々な社会資源がより多く参画・連携できる環境整備について議論。
- 会議の取りまとめとして、「ひきこもり支援における関係機関の連携の促進について（依頼）」（10月1日付け構成員連名通知）を自治体あてに発出。

【構成員】主査 厚生労働大臣政務官
構成員 内閣官房孤独・孤立対策担当室長
内閣府政策統括官（政策調整担当）
消費者庁次長
文部科学省初等中等教育局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
厚生労働省人材開発統括官
農林水産省農村振興局長
経済産業省商務・サービス審議官

【開催経過】

第1回（令和3年6月29日） ひきこもり支援に関する各府省の取組について
第2回（令和3年7月27日） ひきこもり支援の先進的な取組について（滋賀県・岡山県総社市）
第3回（令和3年8月30日） ひきこもり支援の先進的な取組について（高知県安芸市・大阪府豊中市）
第4回（令和3年9月30日） ひきこもり支援に関する関係府省横断会議の取りまとめについて

「ひきこもり支援に係る関係機関の連携の促進について（依頼）」（令和3年10月1日関係府省横断会議構成員連名通知）

【基本的な考え方】

- ・ ひきこもり支援に当たっては、個々の当事者の状況に応じた寄り添う支援につなげることができるよう、**多様な支援の選択肢を用意することが重要。**
- ・ そのためには、都道府県や市町村の保健福祉関係部局を中心に、他の関係部局等の行政機関や、民間団体・民間企業・NPO法人等の地域の社会資源による**官民の枠を超えた広い連携・協働が必要。**
- ・ 以下の**留意事項も踏まえ、福祉行政と他の行政分野や地域の社会資源との有機的な連携・協働について配意の上、効果的なひきこもり支援体制構築の推進をお願いします。**

【自治体における支援体制構築に当たっての留意事項】

①就職氷河期世代活躍支援に係る

市町村プラットフォームへの関係機関の参画

就職氷河期世代活躍支援において取り組んでいる「市町村プラットフォーム」は、ひきこもり状態にある者を念頭に置いた「社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者」の支援のためのネットワークを具現化するものであり、幅広い行政部局や関係団体が参画するよう要請

②福祉関係機関と各分野の関係機関の連携

（1）教育関係機関との連携

教育・福祉関係機関の連携・協働によるシームレスな対応により、継続性のある支援体制を構築

（2）農業・商工関係機関との連携

農家や企業等の民間事業者の理解・協力を促し、地域の特性を活かした社会資源を開拓

（3）就労支援関係機関との連携

個々の状況に応じた支援のため、支援対象者の特性や状況に十分配意し、継続的な支援を実施

（4）子供・若者支援関係機関との連携

子供や若者本人の意向を踏まえたうえで、福祉的支援と子供・若者支援を重層的に実施

（5）消費者関係機関等との連携

孤独・孤立した消費者の「不安」につけ込む悪質事業者に対応するため、日頃から消費生活センター等の消費者関係機関等と連携を強化

（支援体制構築のための参考資料）

（別添1）令和4年度概算要求における「ひきこもり支援」関連施策予算

（別添2）ひきこもり支援に先進的に取り組む自治体の事例

「ひきこもり支援」関連施策に係る令和4年度概算要求の状況

ひきこもり支援

- ひきこもり支援推進事業
29.8億円
- ひきこもりに関する地域社会に向けた普及啓発と情報発信
1.5億円
- ひきこもり支援実施機関支援力向上研修
0.4億円

子供・若者支援分野との連携

- 子供・若者総合調査
0.6億円
- 子供・若者支援体制の整備推進
0.5億円
- 子供・若者支援に当たる人材の養成
0.3億円
- 子供・若者育成支援のための地域連携推進
0.2億円

消費者行政分野との連携

- 地方消費者行政強化交付金
28.5億円の内数
- 孤独・孤立に起因する消費者被害の防止・回復促進事業
0.6億円

不登校支援

- 不登校児童生徒に対する支援推進事業
2.4億円

精神保健福祉分野との連携

- こころの健康づくり対策事業
0.2億円

就労支援分野との連携

- 地域若者サポートステーション事業
46.7億円

農林水産分野との連携

- 農山漁村振興交付金（農福連携対策）
102.1億円の内数

〈ポイント〉県と市町の福祉部局と教育部局を結ぶ連携協定を締結することで、学校内で支援を必要とする児童生徒に対し、双方の部局の連携のもと、早期に適切な支援をすることが可能になった。



【滋賀県概要】

人口：1,418,886人
(R3.1.1時点)
自治体数：13市6町

滋賀県「令和2年度滋賀県のひきこもり支援に関する実態調査結果」

- ◆ひきこもり推計数：約1万3千人（若年層：約6千人、中高年層：約7千人）
全人口に占める割合は0.9%
- ◆支援を必要とする方のうち、不登校の経験は約6割にみられ、傷つき体験（いじめ被害、虐待）は約3割にみられた。
- ◆何らかの精神疾患がある方は約4割、発達特性の指摘を受けたことがある方は約3割を占める。

【学校での支援フロー】

1. 県立学校において、児童生徒の不登校事案などの対応が必要な事案が発生



学校外への連携に壁
児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携協定

2. 必要に応じて市町立学校(出身校)、市町福祉部局、県福祉部局等の関係機関へ連絡



ポイント(連携を容易に)
協定のおかげで、学校側が県や市町に協力を求めやすくなった。

3. 必要に応じて関係機関で情報共有やケース会議を実施



4. 関係機関が連携した支援を実施



【児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携協定】

県立学校へ進学した児童生徒のうち、特別な支援を必要とする者が、切れ目のない支援を受けられるよう、市町・市町教育委員会・県・県教育委員会の四者で協定を締結し、**県と市町、教育委員会と福祉部局の枠を超えて**、支援を必要とする児童生徒の情報を共有し、連携した支援を行う取組。令和3年4月に運用開始。

【支援対象者】

- ・不登校および不登校傾向にある者
- ・発達障害等特別な支援を必要とする者
- ・中途退学および転学等が心配される者
- ・その他、児童生徒の健全育成および将来の社会的自立のために連携した支援を要すると認められる者

ポイント(スムーズな情報共有)
協定のおかげで情報共有がスムーズになり、県と市町、教育と福祉の連携がしやすくなった。

【令和3年度の実施市町】

14市町(全市町数19)

市町から、早期支援のため高校と連携したいとの要望を受け、**県庁が主導して枠組みを検討**。県福祉部局から市町福祉部局へ、県教育委員会から市町教育委員会へ、説明を重ね、**広域での取組を実現**。

【協定締結自治体における実際の支援事例】

- 令和3年4月に高校に進学した生徒について、高校から市の発達支援部局に対して協定に基づく連携の申し入れ。
- 市の発達支援部局が学校を訪問し情報共有。
- 生徒がGW明けから登校できていなかったため、市の発達支援部局が本人との面談を実施。担任、保護者に情報を共有。
- 高校と市の発達支援部局が協力して、高校での生徒の様子等を資料にまとめ、市の発達支援部局から医療機関につないだ結果、医療機関で診断を受け、治療が開始。
- 市の発達支援部局、保護者、学校の3者でケース会議を実施し、家庭と学校でできる取組を確認。

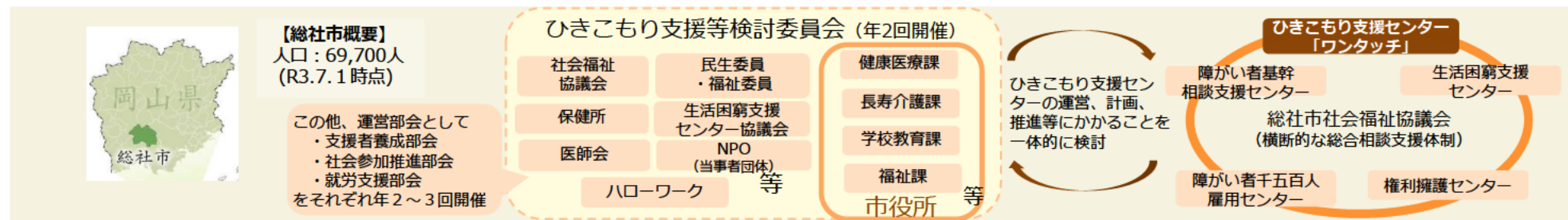
※その後、**県教育委員会と市の発達支援部局の関係性が構築され**、市の発達支援部局が講師となって、高校教員に対する「**合理的配慮**」に係る研修会を実施。

ポイント(相互理解の促進)

連携をきっかけに、高校（県教育委員会）と市の福祉部局の関係が構築される。高校に、福祉的支援の知識やノウハウが広がるきっかけになった。

基礎自治体におけるひきこもり支援の取組 —岡山県総社市—

〈ポイント〉総社市では「ひきこもり」を地域社会の課題としてとらえ、平成29年度から市事業として積極的なひきこもり支援を展開。（総社市社会福祉協議会に委託して実施）



■ 事業（委託）内容

- ①相談支援窓口（ワンタッチ運営）、②サポーター養成、③居場所づくり（ほっとタッチ、ほっとタッチぼえむ運営）、④実態把握、⑤社会参加・就労への支援（社会福祉士等専門職2名による支援）、⑥関係機関との連携

■ 委託費

R 3年度：19,367千円（国事業ひきこもり支援推進事業5,000千円、単市14,367千円）

（委託費の主な内訳）

- ・人件費（職員1.5+臨時1）… 約10,000千円
- ・居場所の運営費（借家借上料、光熱水費等）… 約4,300千円/2ヵ所
- ・検討委員会委員報酬、サポーター養成講座等講師謝礼、サポーター活動費等… 約1,000千円

【調査方法】地区懇談会において民生委員・福祉委員に調査票を配布。担当地区でひきこもりが疑われる者の人数を記載してもらい回収
【把握人数】207人

支援実績（平成29年4月～令和3年6月）

■ 実相談者数：354人

(10代：79人、20代：68人、30代：72人、40代：61人、50代：30人、60代以上：18人、不明：26人)

＜主な相談経路＞

- ・本人による相談 132件 (対面114件、電話13件、メール5件)
- ・家族のみによる相談 118件
- ・民生委員からの相談 38件

■ 延べ相談件数：14,907件

- ・訪問：3,003件
- ・来所：6,086件
- ・電話：4,951件
- ・その他（メール、手紙）：867件

ひきこもり支援センター「ワンタッチ」設置と運用のプロセス

H27.8～H28.9

H28.10～H29.3

H29.4～

ひきこもり支援等検討委員会による検討（センター設置に向けて準備）

ひきこもり支援センター「ワンタッチ」設置

ひきこもり支援等検討委員会（運用・計画審議等）

センター事業運用

検討委員会開始
民生委員・福祉委員向け研修会
市内17全地区でひきこもり支援地区懇談会を実施し支援対象者の実態把握

実態把握から得られたデータ分析

H29.4～（相談支援、サポーター養成、居場所づくり、実態把握、社会参加・就労支援、ネットワーク構築を一体的に実施）

常設の居場所「ほっとタッチ」開設（H30.2）

市役所・社会福祉協議会のそばの一軒家を借り上げ、常設居場所を開設
居場所「ほっとタッチ」等での支援は、専門職に加え、「ひきこもりサポーター」の力を借りて実施



家族会「ほっとタッチの会」設立（H30.8）

当事者家族を対象に、ひきこもりについて知識理解を深めながら交流を図り、リフレッシュできる場をつくり、ひきこもり家族の「孤立」を防ぐ

「居場所」を活用し、毎月1回活動。
(令和3年6月末時点：13家族が参加)



2箇所目の常設の居場所「ほっとタッチぼえむ」開設（R3.4）

古民家（一軒家）を借り上げ

支援事例

50代後半の男性

（支援前の状態）離職・転職を繰り返し、対人関係から退職。約4年間、ひきこもり状態。

（支援内容）センター職員が週1回の自宅訪問を繰り返して相談支援を実施。少しずつ、センター職員らと一緒に福祉施設のボランティア活動を体験。

（結果）その後、センター職員も同行しながら求職活動を行い、就職。今では地域の清掃活動やお祭りにも参加。

農業分野と福祉分野の連携 –高知県安芸市–

〈ポイント〉福祉部局と農業部局の求める方向性が一致し、密な連携へ。
双方の厚い理解・支援のもとで、継続して農業に就労する方が増加。

【高知県安芸市概要】

人口：16,716人(R3.3.31時点)

農業が主要産業

※第1次産業が全産業に占める割合：27% (2015年国勢調査)

※農業就業者が就業者全体に占める割合：25% (2015年国勢調査)

主な作物：ナス、ピーマン、ユズ、水稻など



【農福ネットワーク構築の経緯】

福祉 <農業を就労先の一つに>

◆平成25年、高知県安芸地区の自殺死亡率の高さを契機に、様々な機関が集まる自殺対策ネットワークを構築

！ポイント（多様な機関の参画）

多様な分野の機関が、お互いの機関を理解し相談し協働できる体制を構築

◆平成29年、自立支援協議会に就労支援専門部会を設置しひきこもり当事者等のケース検討から課題を抽出。庁内横断的に課題を共有・検討するチーム会議にてひきこもり支援の関係部局間の役割・方針を検討。

農業 <人材確保・定着を目指して>

◆慢性的な労働力不足、農業人口の高齢化
※平成27年度の農業就業人口に占める65歳以上の者の割合・・・45.3%

◆平成26年、コミュニケーションに苦手意識を持つAさんに、ハウス建設のため土地の石拾いの仕事を依頼したところ、毎日コツコツ取り組むことが農家の助けになり、ナス農家に継続して就労

◆Aさんの就労をきっかけに、他の農家にも受入希望が拡散



農福連携研究会（事務局：安芸市農林課）

- ◆平成30年5月設置。毎月1回定例会を開催。
- メンバー：市農林課、市福祉事務所、安芸福祉保健所、JA高知県、安芸農業振興センター、サボステ等
- 就労者及び雇用主への支援（多職種間で就労について検討し、マッチングを円滑に実施）
- 農福連携の課題を抽出し検討

主要産業である農業を就労先として広げていきたい

農家の理解を深めて、人材確保・定着に繋げたい

！ポイント（組織的な連携体制）

人事異動があっても組織的に農福連携が進むよう、会議を設立し、連携体制を構築

農福連携高知県サミットinあき

農家等の雇用主等に対して取組を周知し、さらなる連携先の農家を開拓



双方の理解が、厚い支援へ

【農福連携の実績（令和3年7月現在）】

◆令和3年7月現在就労状況

従事先	従事者数
農家	36名
JA高知県（各出荷場など）	11名
酪農	2名
青のり養殖	4名
炭焼き	2名
こうち絆ファーム	36名
計	91名

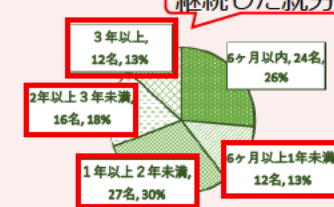
！ポイント（就労先の広がり）

農業だけでなく、酪農や林業、水産業など多様な就労先を開拓

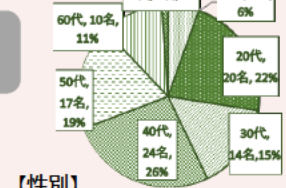
◆主な特性

特性	従事者数
精神障害	37名
発達障害	15名
ひきこもり	20名
身体障害（聴覚・肢体）	3名
知的障害	8名
難病	3名
その他（生活困窮）	5名
計	91名

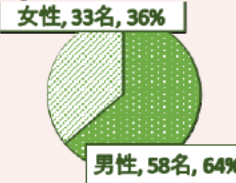
【就業期間】



【年代】



【性別】



【定着に向けた「農・福」双方からの厚い支援】

- 福 障害や1人1人の特性(個性)を記載した履歴書を作成。
- 福 県の就労支援へのインセンティブ制度により、受入農家は研修生1人1日につき4,500円を受給。
- 農 農家と本人の意向により直接雇用を行う。
- 福 一般就労が困難な場合は障害者就労B型事業所「こうち絆ファーム『TEAMあき』」に繋ぐ。
- 農 年間を通して就労者のモチベーションを維持するため、ナスの農閑期には酪農やユズ等の他の仕事を切り出す工夫。
- 農 定着に向けたメンタルサポートのため、JAが雇用する農業就労サポーターが定期的に農家を訪問し、就労者と雇用主双方をフォロー。

マッチング
実践
契約
定着

就労分野と福祉分野の連携 –大阪府豊中市–

〈ポイント〉一人ひとり抱えるハードルは様々。ひきこもり、困窮者など属性にとらわれることなく、様々な制度、事業を活用して、一人ひとりの適性や意欲に合わせたオーダーメイドの就労支援を実施。



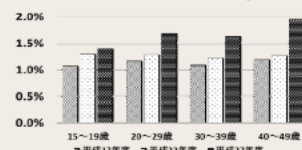
【豊中市概要】

人口：408,736人(R3.4.1時点)

◆平成28年度実施「若い世代の生活に関する調査」

豊中市内在住の満15歳から39歳までの方から無作為抽出して調査
15歳～39歳のひきこもり郡の推計人数2,530人
出現率：1.63%(国調査は1.57%)

【人口に占める非労働力人口(その他)※の割合】

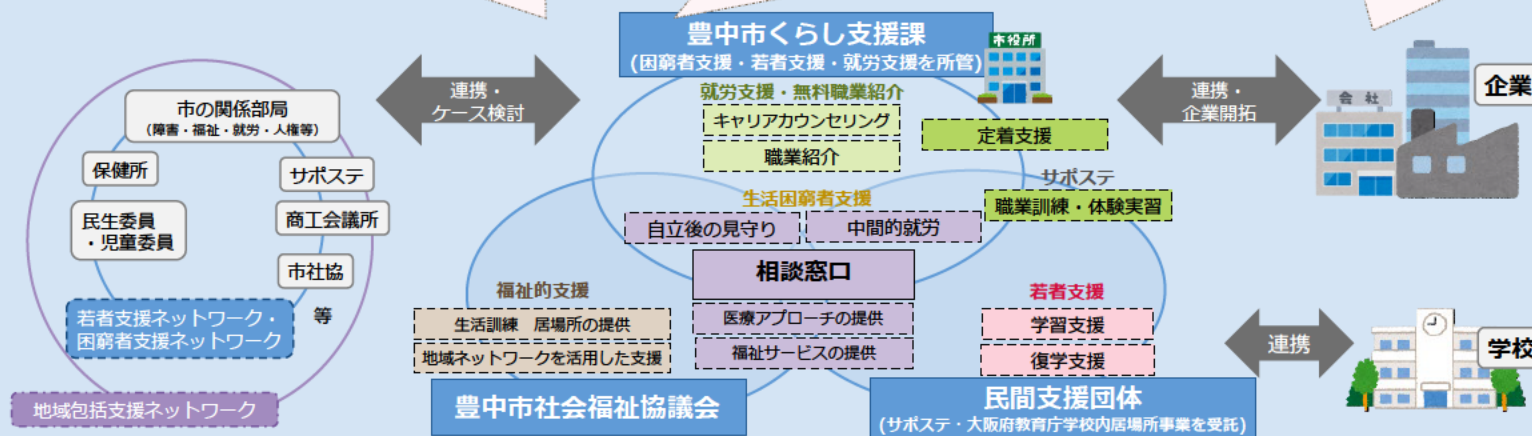


※非労働力人口(その他)…通勤・通学、家事のいずれもしていない人
【出典】国勢調査

⇒H17からH27にかけて年々増加

【主な連携のイメージ】

- ①多様な支援の入り口
3か所の相談窓口(市くらし支援課・市社協・民間支援団体)や市社協の見守り活動等から、ひきこもり支援を必要とする方の情報が集まる。
- ②様々なネットワークを活かした支援の見立て
支援を必要とする方それぞれの状況に応じて、困窮者支援や若者支援のネットワークを活用して、適切な関係団体からなるケース検討会(含む支援会議)を実施。
- ③企業の理解のもとでの細やかな就労支援
ケース検討の結果、就労支援を必要とする方については、くらし支援課やサポステが支援を実施。



【支援事例】

中学校・高校は不登校で、
集団での活動経験が少ない方

集団での作業に参加

- ・週2～3日、集団での作業に参加。
- ↓
- ・集団の中で働くことができる

事業所内体験実習

- ・事業所内での体験実習を通して、就労への課題を把握し、業務適性を探る。
- ↓
- ・適性があると見られた

就職・定着支援

- ・就職後も定着に向けてフォローアップを実施。
- ↓
- ・働くことに困難さが見られた

退職支援・再就職支援

- ・本人の受容と希望に基づき障害者手帳の取得を支援し、業務適性と障害への配慮がある他企業への再就職支援を行う。



◆ポイント(複視的なフィードバック)

相談者の状況に応じて、支援の方法を見直すなど、就労支援や福祉等、様々な視点からフィードバックを行う

【くらし支援課が行う就労支援の流れ・工夫】

企業開拓

- ・無料職業紹介事業の実施
※アンケートを実施し、行政と連携した採用活動に前向きな企業をリスト化。商工会議所と連携し企業開拓(200社～300社と関係性を構築)。
- ・一定期間、相談者を雇用した企業に対する支援金制度を導入。

見立て

- ・支援を必要とする方それぞれが抱える課題を、丁寧に把握。(家族の生活課題、心身の状況等)

マッチング・フィードバック

- ・企業が求める人物像や、相談者の特性(得意なこと、苦手な状況、配慮事項等)を把握し、企業と相談者を引き合わせ、企業見学や就労体験を実施。
- ・その際、くらし支援課の就労支援員や企業の担当者等が、様々な観点から相談者へフィードバックを実施。(例)
- ・企業で発揮できるストレングスの共有や働くイメージ(職業観)の醸成。←くらし支援課の就労支援員
- ・企業で通用するストレングスの評価と、職場や就労上の注意事項の共有。←企業の担当者

就職

就職後、定着に向けた支援を継続。

福祉的支援

就職に限らず、障害者手帳や年金の手続き支援、居場所支援等、状況に応じた支援を実施。

◆ポイント(就労体験の実施)

相談者と企業双方が、面接では把握できない実情を知ることができるため、採用やその後の定着に繋がりやすい

【マッチングの工夫】

- ◆仕事と出会うwithとよなか
ものづくり企業の協力のもと、セミナー、見学会、キャリアカウンセリングとステップを踏み、ミニインターシップを経て企業との面接へと繋げる。

【参加実績】

	H30	R元
見学者	32	39
応募者	26	23
応募者	18	20
応募者	20	15
合格者	9	9

※令和2年度は新型コロナウイルスの影響のため中止